

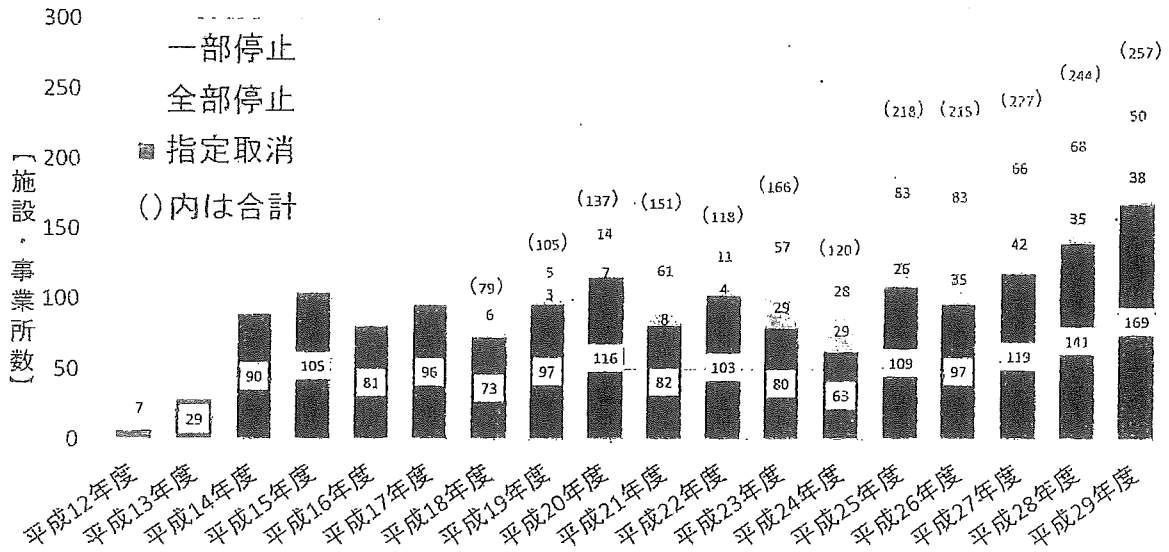
令和元年度指定居宅介護支援事業所集団指導	
令和元年 10月8日 (火) 午後2時00分～	参考資料 2

介護サービス事業所に対する指導・監査結果の状況

[※平成31年度全国介護保険・高齢者保健福祉課長会議資料より]

1. 指定取消・効力の停止処分のあった介護保険施設・(図1)
事業所等内訳【年度別】(平成12年度～29年度)

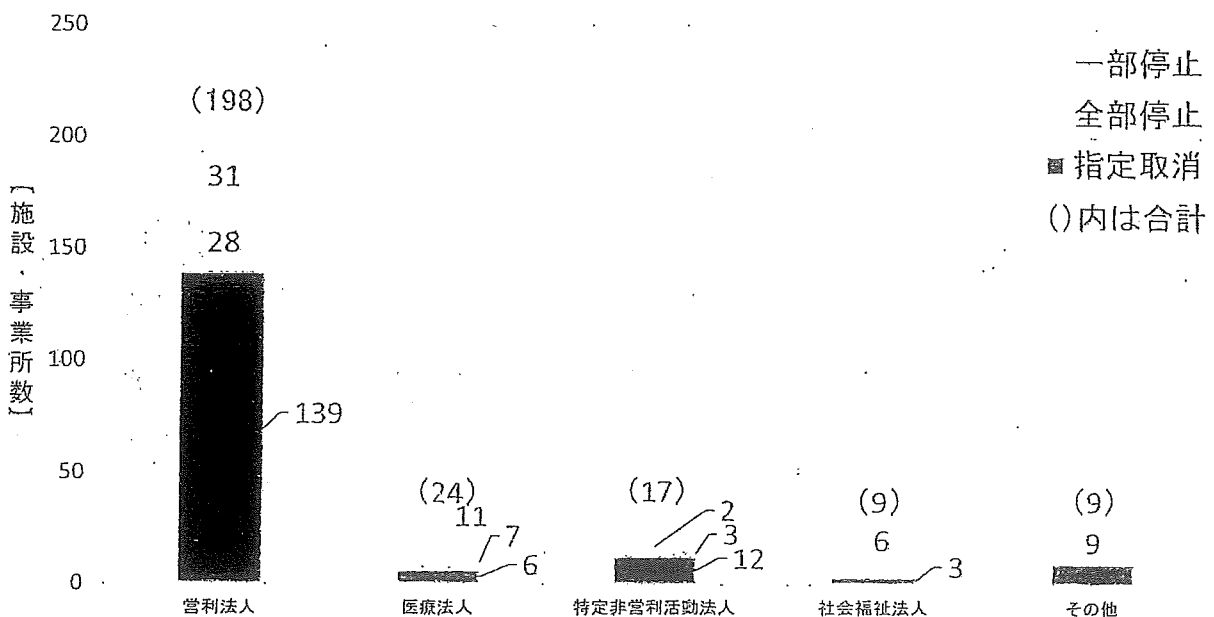
指定取消・効力の停止処分のあった施設・事業所数(合計): 2, 445事業所



注: 1) 件数には、聴聞通知後廃止(聴聞通知後に廃止届が提出された事業所)を含む。
2) 平成27年度以降には、介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。
3) 効力の停止処分は、平成18年度から施行された。

2. 指定取消・効力の停止処分のあった介護保険施設・(図2)
事業所等内訳【法人種別】(平成29年度)

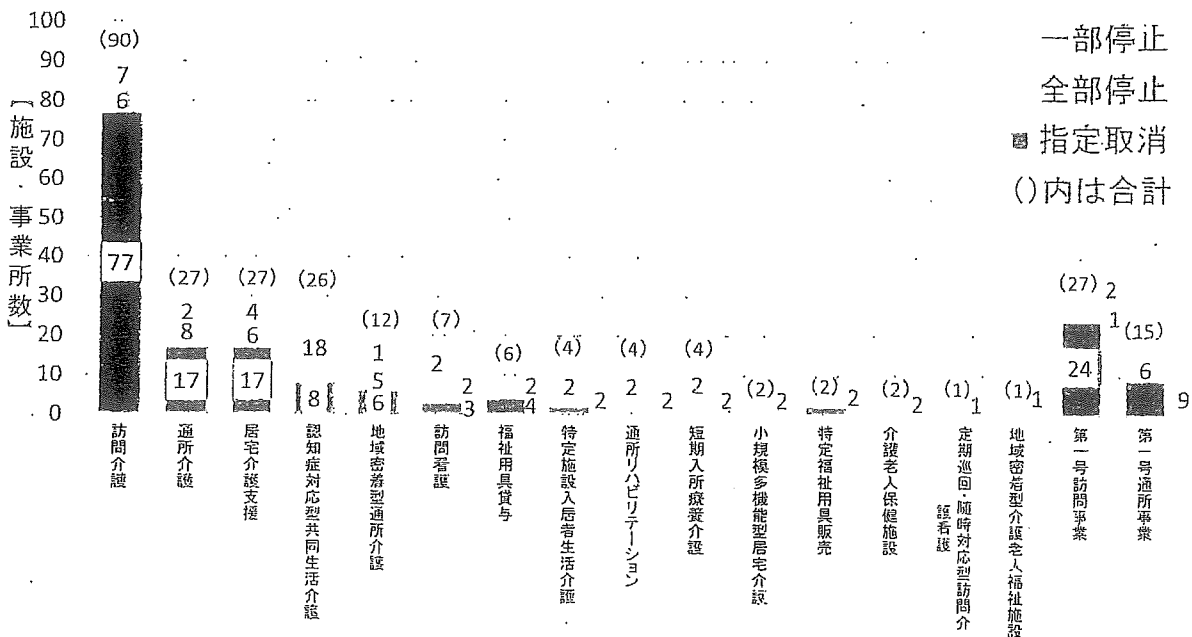
指定取消・効力の停止処分のあった施設・事業所数(合計): 257事業所



注: 件数には、聴聞通知後廃止(聴聞通知後に廃止届が提出された事業所)を含む。

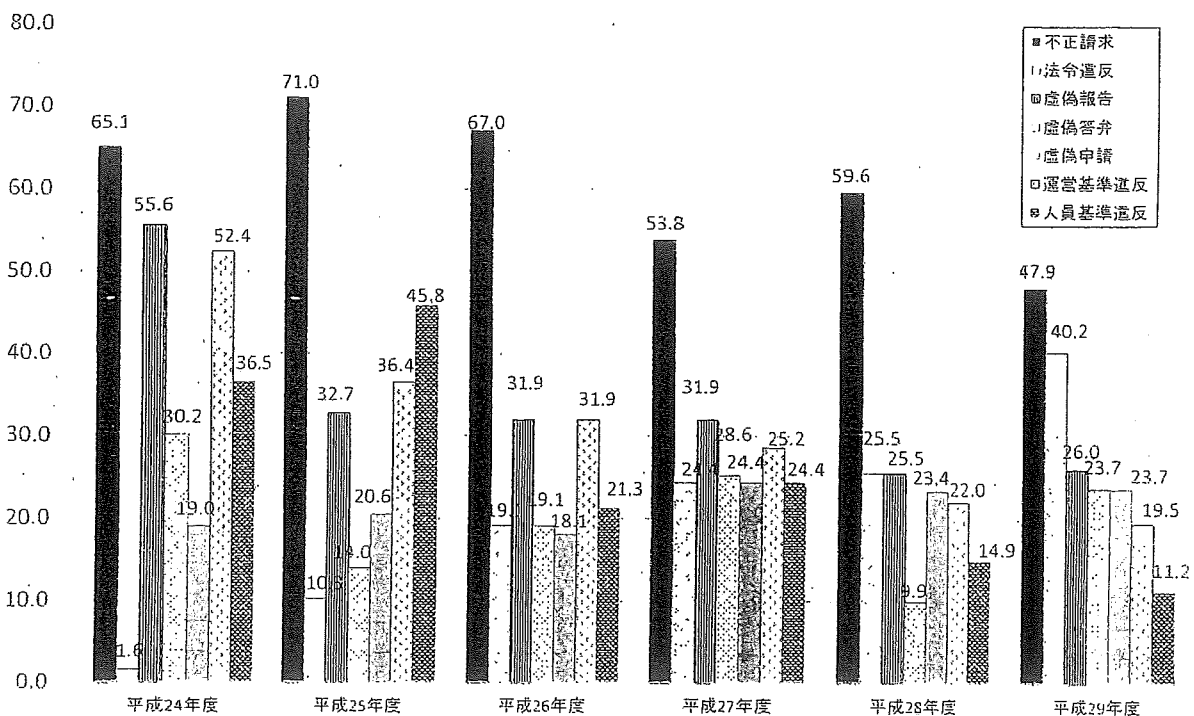
3. 指定取消・効力の停止処分のあった介護保険施設・(図3) 事業所等内訳【サービス別】(平成29年度)

指定取消・効力の停止処分のあった施設・事業所数(合計): 257事業所



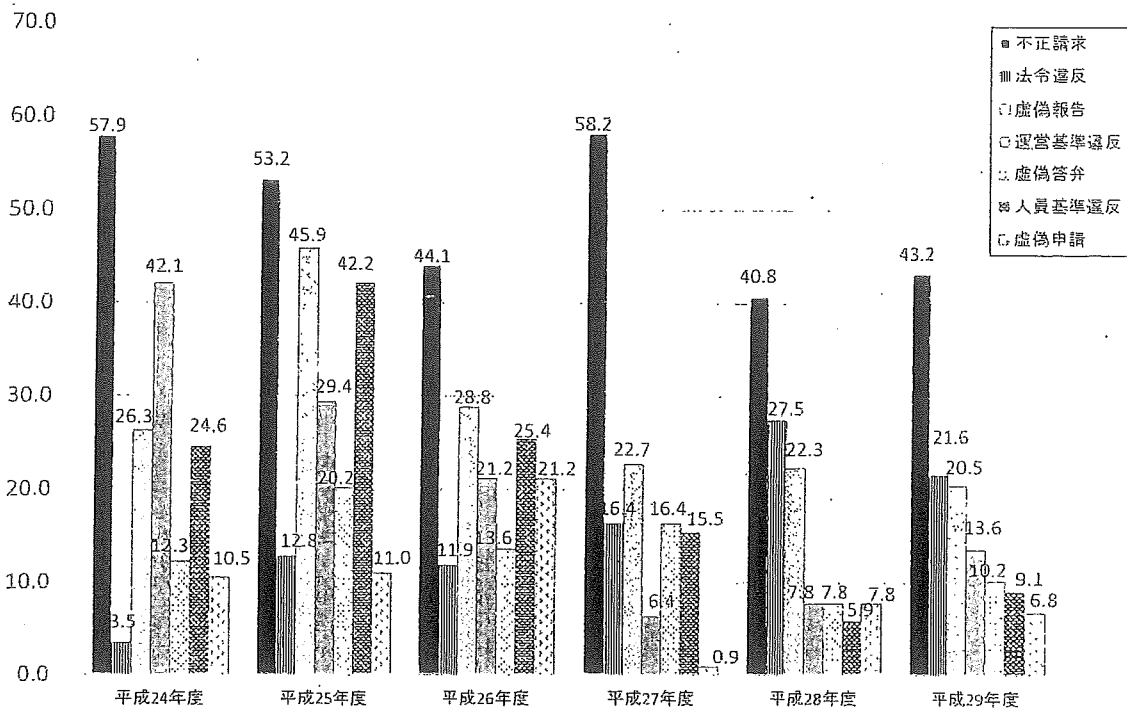
注: 1) 各サービス毎の件数には、介護予防サービス分を含む。
2) 件数には、聴聞通知後廃止(聴聞通知後に廃止届が提出された事業所)を含む。

4. 主な指定取消事由の年次推移 (平成24年度~29年度) (図4)



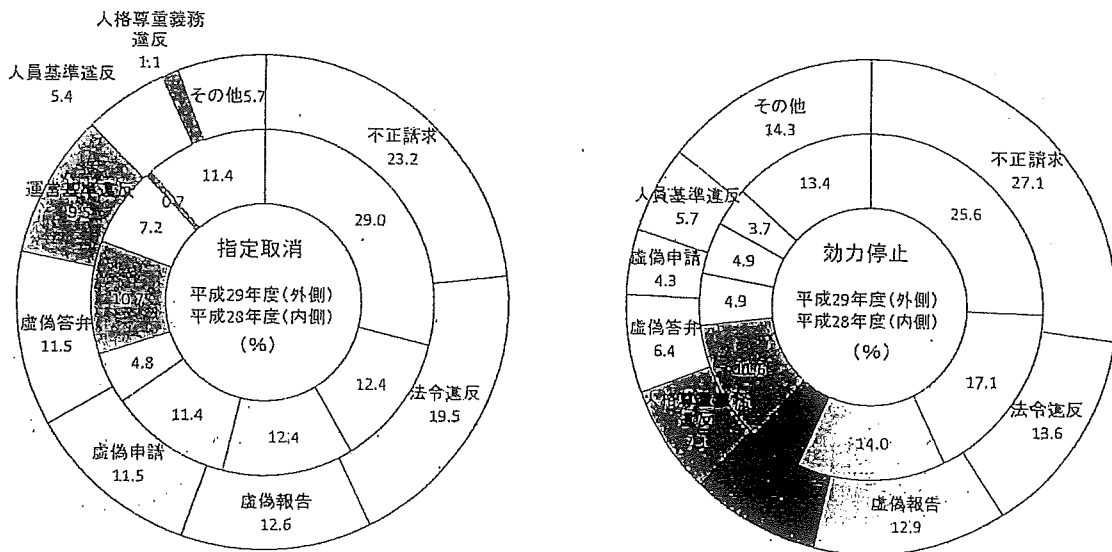
注: 1) 各年度の指定取消件数を100としたときの割合である。
2) 件数には、聴聞通知後廃止(聴聞通知後に廃止届が提出された事業所)を含む。
3) 平成27年度以降の件数には、介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。

5. 主な指定の効力の停止事由の年次推移 (平成24年度～29年度) (図5)



- 注：1) 各年度の指定の効力の停止件数を100としたときの割合である。
 2) 指定の効力の停止件数は、一部と全部を合算した値である。
 3) 件数には、聴聞通知後廃止(聴聞通知後に廃止届が提出された事業所)を含む。
 4) 平成27年度以降の件数には、介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。

6. 指定の取消事由・指定の効力の停止事由 (平成28・29年度) (図6)



- 注：1) 指定取消・効力の停止における各年度の処分事由の合計を100としたときの割合である。
 2) 指定の効力の停止件数は、一部と全部を合算した値である。

(図7)

7. 指定取消事由の状況(平成29年度)

指定取消事由	人員について、厚生労働省等での就業状況が明らかとなった	試験及び運送に関する書類に提出された書類が変更がなかった	要介護者の入居を要する者が変更された	介護給付額の請求に際して不正があった	介護報酬の提出済額に比べて、又は当該月の報告をした	賞罰に付し、給付の増減、又は給付を拒否、削減した	不正の手段により給付を受けた	介護給付法その他の法律等に基づき給付に不正があった	その他
指定取消事由	(40)	5	10	33	18	15	9	12	2
指定取消事由	(2)	-	-	1	1	1	2	-	-
指定取消事由	(5)	2	2	4	2	1	1	-	1
指定取消事由	(1)	1	1	-	-	-	-	-	-
指定取消事由	(2)	1	1	1	-	-	1	-	1
指定取消事由	(1)	-	-	-	-	-	-	-	-
指定取消事由	(17)	2	9	15	5	3	2	-	3
指定取消事由	(37)	3	6	9	9	6	8	26	2
指定取消事由	(1)	-	-	-	1	1	1	-	-
指定取消事由	(12)	2	2	7	4	4	3	2	1
指定取消事由	(1)	1	1	-	-	-	-	1	-
指定取消事由	(2)	1	1	1	-	-	1	-	1
指定取消事由	(1)	-	-	-	-	-	-	1	-
指定取消事由	(4)	-	-	3	1	1	2	-	1
指定取消事由	(6)	1	-	5	2	4	2	1	2
指定取消事由	(4)	-	-	2	1	1	2	-	1
指定取消事由	(24)	-	-	-	-	2	5	18	2
指定取消事由	(9)	-	-	-	-	1	1	5	3
合計	19	33	4	81	44	40	40	68	20

注 1) ()内は平成29年度に指定取消処分を受けた事業所件数である。

2) 件数には、聴聞通知後廃止(聴聞通知後に廃止届が提出された事業所)を含む。

3) 複数の指定取消事由が該当する事業所については、各指定取消事由ごとに計上されるため、指定取消件数と各指定取消事由の合計は一致しない。

